

e-ラーニング用オンライン動画配信システム開発設計業務委託
企画提案公募要領

1 委託業務名

e-ラーニング用オンライン動画配信システム開発設計業務

2 業務概要

(1) 本業務の趣旨・目的

本業務は、当財団が運営する「システム開発技術カレッジ」事業において、課金機能を備えたオンライン完結型の e-ラーニング用動画配信プラットフォームを構築するものである。

(2) 「システム開発技術カレッジ」事業について

基盤技術（電子回路・組込みプログラミング等）、システム要素技術（A I・通信技術・モータ制御等）及びシステム構築技術（ソフトウェア設計・テスト手法等）の各分野について、県内外の大学教員や著名企業の技術者等を講師として、企業向け／個人向けの技術研修を開講するものである（各講座の詳細については、システム開発技術カレッジのホームページ上に掲載されているシラバスを参照のこと）。

開講形態としては、①企業向け講座（法人研修）及び②個人向け講座の2種類があり、それぞれの概要は次のとおりである。

① 企業向け講座（法人研修）

各企業・団体等からの依頼に応じて、講師を研修会場に派遣して開講するもの。近時では、Zoom 等を利用したオンライン上で開講されることがほとんどであるが、機材実習がある講座については、集合対面方式とのハイブリッド形式による場合もある。

② 個人向け講座

A I・データサイエンス等のデジタル関連技術をはじめ、各中小企業や技術者のニーズが高い分野の講座を募集申込形式で開催するもの。

有料のものと無料のものがあり、いずれも 100 名以上の受講生が見込まれる場合がある。

3 業務内容

(1) システム開発設計業務

別添仕様書に基づき、当該システムの要件定義・開発設計・各種テスト・本番環境への移行等に伴う業務を行う。

(2) システム運用保守業務

今年度内におけるシステムの運用保守に関する業務を行う。本番環境への移行は2月中を予定しており、これより遅れる場合は必ずその旨を提案書に記載すること。

(3) その他上記に付随する一切の業務

4 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

5 提案上限額

9,152千円（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 参加資格

提案者は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならないものとする。なお、共同体での参加の場合は、すべての参加者が(1)以外の各項目を満たす必要がある。

- (1) 本業務に関するノウハウを有し、かつ、本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 当該法人等の役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとの事情がないこと。
- (6) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員が事業主又は役員となっている事業者でないこと。
- (7) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

7 提出方法

所定の期日までに以下の書類を提出すること。なお、持参又は郵送に限り、FAX やメール等での提出は受理しない。

(1) 提出物

ア 参加表明書（別添様式に捺印の上、提出すること）

イ 企画提案書

原則としてA4判（文字サイズは基本的に10.5ポイント以上とし、白黒／カラーを問わない。）とするが、図表等を掲載するために用紙サイズの異なる資料を添付することを認める。なお、ホチキス等で製本の上、提出すること。

ウ 会社概要（別添様式）

エ 会社の事業概要が分かる資料（会社パンフレット等）

オ 直近の決算書等（決算状況が分かる資料）

(2) 提出部数

10部

(3) 提出期限

令和3年10月20日（水）午後5時 必着

〔提出先〕

〒814-0001

福岡市早良区百道浜3-8-33

福岡システムLSI総合センター1階

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

ロボット・システム開発部 人材育成グループ 宛

8 提案書に記載すべき事項

(1) 過去の実績等

ア 過去における類似業務の実績

直近のものを優先して記載し、契約名だけでなく当該業務の概要を簡潔に記載すること。

イ その他本業務に関係する能力を示す実績等

(2) 提案内容

仕様書に沿って、具体的な提案内容を記載すること。なお、独自提案項目についてはその旨を明示すること。

(3) 運用保守費用

本業務に含まれる運用保守費用とは別に、当該システムを1年間稼働させるために必要な運用保守費用（名目を問わず、本システムを運用するために必要な費用の一切を含む。）を明示した上で、その内訳を記載すること。

なお、既存のパッケージ等をシステムに組み込む場合において、アカウント数や動画流量等により費用が変動する場合は、以下を基準として算定するものとし、増減の目安についても明示すること。

ア 同時アクセス数

200名とする。

イ 最大アカウント (ID) 数

300 アカウントとする。ただし、延べ発行数でカウントする場合は、600 アカウントとして計算すること。

ウ アップロードできる動画容量

同様の商用 e-ラーニング・システムにおける標準的なビットレートを基準に、7時間の動画を50本アップロードできること。

エ 動画流量

上記のビットレートを基準に、7時間の動画を1か月に延べ300回再生できること。

(4) 業務スケジュール

契約締結後、本番環境に移行するまでのスケジュールを具体的な業務内容別に明示すること。なお、スケジュールの策定にあたっては、仕様書記載のスケジュール案を参照すること。

(5) 業務実施体制

全体責任者ならびに業務ごとの担当部署及び責任者を記載すること。他社との共同提案を予定している場合は、両社間の役割分担等を明確にすること。

また、各責任者については、氏名や所属・役職、当該業務の経験年数、過去の主な実績等を簡潔に記載すること。

(6) 経費見積書

別紙として、本業務を遂行するために必要な経費を記載した経費見積書を添付すること。

9 審査・選考方法

(1) 審査方法

1次審査(書類審査)及び2次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)の結果、最も優れた提案を行った者を契約候補者とする。

(2) 1次審査

書類審査とする。ただし、提案者が少数の場合は、一次審査を省略する場合がある。

(3) 2次審査

ア 日時

令和3年10月26日(火)頃を予定

イ 実施方法

Web 会議システムを利用したオンラインでのプレゼンテーション及び質疑応答により行う。なお、時間配分は、①説明20分及び②質問10分とし、質問に関しては10分以内で終了する場合がある。

ウ 留意事項

- ・ プレゼンテーションの出席者総数は4名以内とする。
- ・ 時間内で質疑応答を進めるため、応答時間を区切る場合がある。
- ・ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録画する場合がある。

(4) 審査基準

1次審査及び2次審査で使用する審査基準は、別添のとおりとする。

(5) 選考結果の通知

選考結果については、提案者全員に対して文書で個別に通知する。

10 質問受付

下記の期間にかぎり、電子メールにより受け付ける。質問の範囲は、本業務に関するものに限り、提案状況や選考委員等に関する質問は受け付けない。なお、回答については、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団のホームページ(<http://www.ist.or.jp/>)上で公表する形により行う。

(1) 受付期間

令和3年10月13日(水) 午後5時まで

(2) 送信先

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
ロボット・システム開発部 人材育成グループ
電子メールアドレス：ist-college2@ist.or.jp

(3) 注意事項

メールの件名は「e-ラーニング用オンライン動画配信システム開発設計業務委託に関する質問」とし、本文中に企業(団体)名、担当者名及び連絡先を記載すること(様式任意)。また、メールを送信後、到達確認のための電話連絡(092-822-1550)を必ず行うこと。

11 留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て提案書の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、必要に応じて複写等することがある。
- (3) 提出された企画提案書等について、当財団より問い合わせることがある。
- (4) 提出された書類等は、法令の規定等に基づき第三者に開示することがある。
- (5) 本業務により作成された成果品の著作権及び版権は当財団に帰属するものとする。
- (6) 当財団が提供した資料及びデータ類については、他への流用を一切禁止し、本委託業務での使用後はただちに当財団に返却するものとする。
- (7) この募集及び契約の手続き等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

1 2 契約不適合責任

本業務の受託者は、民法所定の契約不適合責任を負い、納品後1年間において本システム上に不具合等が発生した場合は、無償で対応しなければならないものとする。

1 3 第三者への権利侵害の防止

本業務の受託者は、本業務を履行するにあたり第三者の権利利益を侵害しないことを保証し、万が一、第三者との間で問題が生じた場合には、自らの責任において真摯に対応するものとする。

1 4 担当部署

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
ロボット・システム開発部 人材育成グループ
電 話：092-822-1550
F A X：092-832-7158
メール：ist-college2@ist.or.jp

以 上